

第1号様式

年 月 日

公立大学法人名古屋市立大学
理事長

分野名等(※1) _____

責任者名(※2) _____ 印

(※1 医学研究科、薬学研究科及び病院においては分野(部門)名、
研究科においては研究科名)

(※2 医学研究科、薬学研究科及び病院においては分野(部門)の
責任者、それ以外は教員等)

下記の者からの寄附の申込みにつきまして、公立大学法人名古屋市立大学学術奨励寄附金取扱規程を遵守し、その寄附の趣旨にそって学術研究を行いますので、学術奨励寄附金としての受納手続方をよろしくお願いします。

住 所 _____

寄 附 者 法人名等 _____

氏 名 _____

対 象 と な る 研 究 内 容 等	
研究担当者等の 補 職 ・ 氏 名	
寄附金額 (予定)	
学術研究に要する 経費の使途内容等	

注 寄附者からの寄附申込書を添付すること。

(一部改正 平成

21年達第56号、平成25年達第35号、平成31年達第22号、平成31年達第63号)

第2号様式

年 月 日

分野名等(※1)

責任者名(※2) 様

(※1 医学研究科、薬学研究科及び病院においては分野(部門)名、
研究科においては研究科名)

(※2 医学研究科、薬学研究科及び病院においては分野(部門)の
責任者、それ以外は教員等)

公立大学法人名古屋市立大学
理事長 印

年 月 日付で申請のあった学術奨励寄附金の件については、適当と認め、受入手続をすることとしたので、通知します。

第3号様式

年 月 日

公立大学法人名古屋市立大学
理事長

研究科等

(医学研究科または薬学研究科においては研究科及び分野、病院においては部門)

研究科等の長

印

(医学研究科、薬学研究科及び病院においては分野(部門)の責任者)

下記については、学術奨励寄附金の移替えが相当と認められますので、申請いたします。

記

異動する教員の補職氏名	
異動年月日	
異動先機関名	
対象となる研究内容等	
移替えが相当と認められる寄附金の額	
移替えが相当と認められる理由	

第4号様式

年 月 日

研究科等

(医学研究科または薬学研究科においては研究科及び分野、病院においては部門)

研究科等の長 様

(医学研究科、薬学研究科及び病院においては分野(部門)の責任者)

公立大学法人名古屋市立大学
理事長 印

年 月 日付で申請のあった学術奨励寄附金の移替えの件については、これを承認し、移替手続をすることとしたので、通知します。

寄 附 申 込 書

年 月 日

(あて先)

公立大学法人名古屋市立大学
理事長 様

〒

住 所

(フリガナ)

寄 附 者

団 体 名

印

代表者名

(個人名でお申込みの方は、氏名にフリガナをお願いします)

このたび、下記の金額を貴法人に寄附したいので、この旨申し込めます。

記

1 寄 附 金 額

金 円

2 寄 附 の 趣 旨

名古屋市立大学
における学術研究奨励のため

研究科

学分野(部門)に

※注意事項

公立大学法人名古屋市立大学学術奨励寄附金取扱規程第 4 条により、次の条件を伴う寄附金はお受けできませんので、ご注意下さい。

- (1) 寄附金により取得した財産を寄附者に譲与すること。
- (2) 研究により生じた権利（特許権、実用新案権、意匠権、著作権及びこれらに準ずる権利をいう。）を寄附者に譲与し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が検査を行うこと。
- (4) 寄附金により研究した成果の報告を寄附者に行うこと。
- (5) 寄附金に係る収支決算を寄附者に提出すること。
- (6) 寄附目的の学術研究が完了したときに、使用残額を寄附者に返還すること。

(一部改正 平成 21 年達第 56 号、平成 25 年達第 35 号、平成 26 年達第 38 号、平成 29 年達第 24 号、平成 31 年達第 22 号、平成 31 年達第 63 号)

寄 附 申 込 書 (助成金)

年 月 日

(あて先)

公立大学法人名古屋市立大学
理事長 様

〒

住 所
(フリガナ)

寄 附 者

団 体 名
代表者名

印

このたび、下記の金額を貴法人に寄附（助成）したいので、この旨申し込めます。

記

1 寄附（助成）金額

金 円

2 寄附（助成）の趣旨

3 研究担当者等の補職・氏名（分野への助成は分野名）

4 研究期間

始期： 年 月 日 から
終期： 年 月 日 まで / 終期なし

※ 寄附（助成）の条件

下記のような条件を付す場合は、当該条件を示す書類（募集要項等）の写しを添付してください。

- (1) 寄附金（助成金）によって研究した成果の報告書の提出。
- (2) 寄附金（助成金）に係る収支報告書の提出。
- (3) 研究完了時、使用残額の返還。
- (4) 間接経費の免除。

なお、以下のような条件を伴う寄附金（助成金）はお受けできませんので、ご注意ください。

- (1) 寄附金により取得した財産を寄附者に譲与すること。
- (2) 研究により生じた権利（特許権、実用新案権、意匠権、著作権及びこれらに準ずる権利をいう。）を寄附者に譲与し、又は使用させること。

※成果の報告書の発行及びホームページ等での公表等を除く。

- (3) 寄附金の使用について、寄附者が検査を行うこと。

(公立大学法人名古屋市立大学学術奨励寄附金取扱規程第 4 条)

(一部改正 平成 21 年達

参考様式第2

承 諾 書

第 年 月 日
年 月 日

団 体 名 _____

代表者名 _____様

公立大学法人名古屋市立大学
理事長 印

年 月 日にあなたから寄附申込みのありましたことにつきましては、
下記のとおりお受けいたします。

記

1 寄 附 金 額

金 円

2 寄 附 の 趣 旨

名古屋市立大学
術研究奨励のため

研究科

学分野(部門)における学